

## 移 動 支 援 事 業

### ◇制度の概要

障がいにより1人では外出が困難な方がガイドヘルパーを利用した際、その経費を補助する制度です。

### ◇利用できる人

- ①市内に居住する障がい者・障がい児
  - ②市外に居住する障がい者・障がい児で、北上市で介護給付費の支給決定を受けている人
- ①・②のうち、移動に制限があつて、外出に介助が必要な人。

### ◇利用できる外出の内容

- 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
- 例：冠婚葬祭、趣味の外出（サークル活動やコンサート）、買い物や美容室、営利目的ではない会合のための外出（障がい者団体の会議に参加など）、スポーツ大会やハイキングなど行事参加のための外出 など




### ◇利用できない外出の内容

- 通院（※通院に介助が必要な方は、介護給付費の申請をしてください。）
- 通勤、通学、通所施設への通所
- 営業活動などの経済活動に係る外出
- 通年かつ長期にわたる外出（1日で用務の終わらない外出）など

### ◇利用の手続き

事前に市福祉課で申請書を提出してください。（用紙は窓口にあります。）

#### 《手続きの流れ》

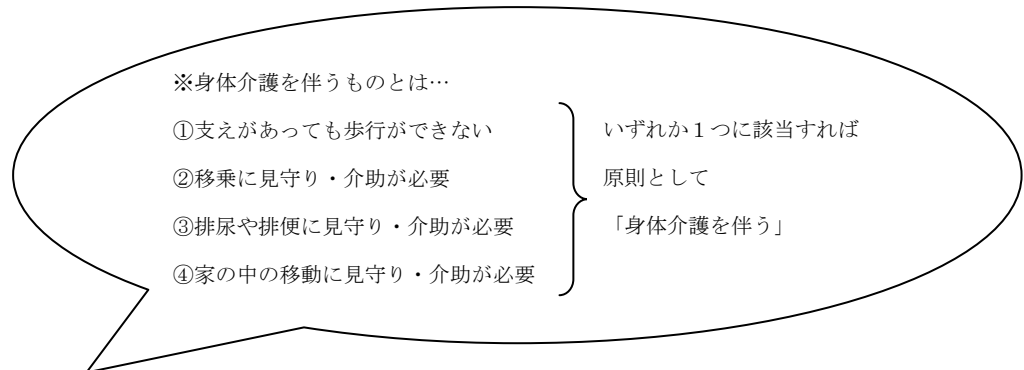
- ①市福祉課に申請書を提出。窓口で介助が必要な状況を聞き取ります。  

- ②申請が適切と認められた場合、決定通知書が自宅に送付されます。  

- ③障がい者が移動支援事業所を選び、決定通知書を事業所に提出・利用契約を結びます。  

- ④ガイドヘルパーを利用後、かかった経費の自己負担分を払います。（支払日は事業所によって異なります。）

## ◇利用者の負担

市町村民税課税世帯・・・かかった金額の10%が自己負担です。

市町村民税均等割のみの課税世帯・・・かかった金額の6%が自己負担です。

市町村民税非課税世帯と生活保護世帯・・・自己負担はかかりません。



例1：「身体介護を伴うもの※」で2時間ガイドヘルパーを利用した場合。(非課税世帯)

自己負担0円 (全体の所要額は6,670円、市の補助は6,670円です。補助は直接事業所に支払われます。)

例2：「身体介護を伴わないもの」で2時間ガイドヘルパーを利用した場合。(課税世帯)

自己負担346円 (全体の所要額は3,460円、市の補助は3,114円です。)

## ◇その他

○年に1回(6月)に利用者負担の見直し・更新の手続きがあります。

○利用上限は1月50時間です。